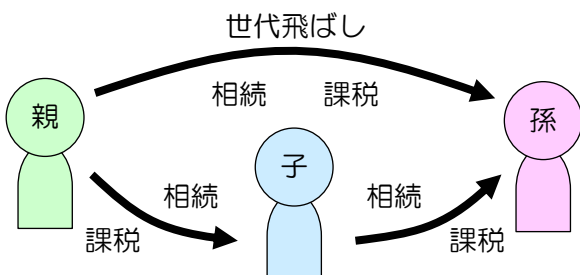


## 相続税改正の見通し 3～世代飛ばし

通常、財産は親から子、子から孫へと相続されていきます。しかし、相続されるたびに相続税というハードルを越えなければなりません。ならば親から子を飛ばしていずれ財産を相続する孫へ相続してしまえば、越えるハードルを1回減らすことができます。これを称して「世代飛ばし」と言われています。かつて誰もがハードルを減らすべく、世代飛ばしが頻発しました。しかし、課税する側としては、課税の機会が減ってしまうのを黙って見過ごすわけにはいきません。そこで現行法では2割加算することにより「世代飛ばし対策」をしています。現在、議論されている相続税改正でも、世代飛ばしへの対策が練られています。

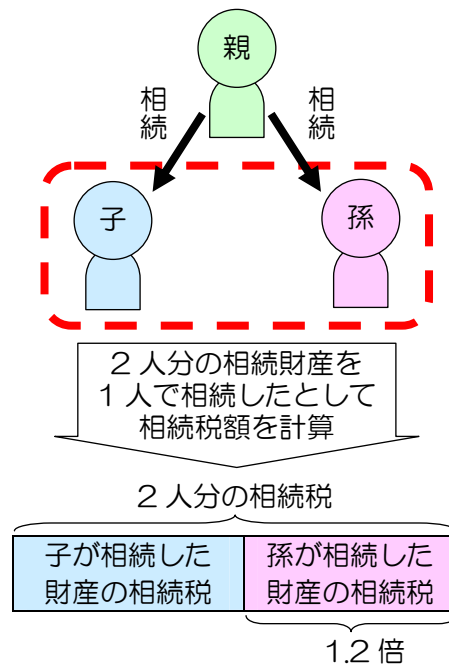
### ★現行法の世代飛ばし対策

現行の相続税法には、相続税を20%増しで納付するといった制度があります。これを相続税の2割加算制度といいます。そもそもは親も子もない被相続人の財産を兄弟が取得した場合など、一親等の血族以外が相続した場合については相続税を20%高くするといった制度でした。当然、孫が遺贈により被相続人の財産を取得した場合にも適用されます。ところが、養子縁組した孫は、民法上、一親等の血族として扱われます。そこで孫をたくさん養子縁組して世代飛ばしすることによって、相続税の課税を1回以上免れるケースが多く見られました。この世代飛ばしの対策として、現行の相続税の計算においては養子縁組した孫といえども、一親等の血族とは扱わず、相続税の2割加算制度の対象としています。そもそもなぜこのような世代飛ばしがおこなわれるかということ、基本的に相続税は、同じ財産が存在する限りは、相続が発生するたびに何回も課税される宿命にあるからです。だとするならば、財産を世代ごとに順番に相続させるよりは、一気に一番末端の世代に相続してしまえば、その間の世代については相続税の心配から解放されると考えられるからです。



### ★改正後の世代飛ばし対策

今回の改正にあたって、世代飛ばしへの対策が検討されています。その内容は、子と孫をひとつのグループに見立てて、子の相続財産と孫の相続財産を一体化し、ここで計算された相続税から、子が実際に取得した相続財産に見合う相続税を差し引いた残りを孫の相続税とし、孫の相続税には現行と同様、相続税の2割加算制度を適用するという検討がなされている様子です。現在、検討されている相続税法の改正の方向性は、遺産を取得した者ごとに取得した遺産の額に応じた超過累進課税を適用しようとするものですから、子と孫を一つのグループとしてまとめて相続税が計算されると別々に計算するよりも相続税が高くなる傾向にあります。



相続対策もますます複雑な時代がやってきそうです。逆にいえば、生前対策などをしっかりと丁寧に行っていく必要性が増しているといえるかもしれません。